



フロレテ フロレス

～花よ 花開け～



～ TABLE OF CONTENTS ～

1	お知らせ
2	ビジネス/LIFE
3	今月の話題

☆ ボジョレー・ヌーヴォー ☆

毎年11月の第3木曜日に解禁される

「ボジョレー・ヌーヴォー」



2024年の解禁日は11月21日(木)です。

ボジョレー・ヌーヴォーとは、フランスきっての銘醸地、ブルゴーニュのボジョレー地区で造られる、ワインの新酒(ヌーヴォー)のこと。ガメイと言う黒ブドウ品種を使って造られます。魅力はなんといっても、その年に収穫したブドウで造られるワインをいち早く味わえるということ。新鮮なブドウ由来の、フレッシュかつフルーティーな味わいを楽しむことができるのです。



なぜ毎年11月の第3木曜日が解禁日?

ボジョレー・ヌーヴォーが造られ始めた頃、解禁日は設けていませんでした。そんな中、他の生産者よりも早く販売しようとする者が現れ、発酵不十分な質の悪いヌーヴォーが出回るように。そこで、ワインの品質を守るため解禁日が設けられるようになったのです。当初、解禁日は11月15日と制定されていました。しかし、この日が土日にあたると運送業者やワイン販売店がお休みになってしまい流通や売上が大きく左右されてしまったことから、1985年より11月の第3木曜日に改定されたのです。ちなみに、ヌーヴォーは11月の第3木曜日午前0時より前に栓を抜いてはならないことになっているので、日本は日付変更線の関係で、本場フランスよりも約8時間早く楽しむことができます。

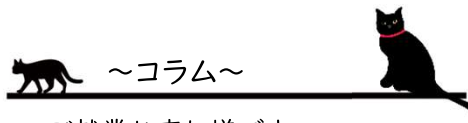


<美味しく飲むポイント>

フレッシュさが特徴のボジョレー・ヌーヴォーは、少し冷やしてお楽しみ頂くのがおすすめです。普通のワインの場合、冷やしすぎるとタンニンによる渋みが強調されて飲みにくくなってしまふことがあります。ボジョレー・ヌーヴォーは元々タンニンが少ないのでその心配はありません。冷蔵庫で軽く冷やしてから飲みましょう。また、食事やおつまみを合わせるなら、比較的軽めのメニューがおすすめ。シャルキュトリーや白カビ、ウォッシュチーズとの相性も良いですよ。特に秋冬にしか食べられないチーズ、モン・ドールは、この時期しか味わえない贅沢な組み合わせ。ペアリングに迷ったら、ぜひ試してみてください。



マリーゴールド
花言葉:「真心」



～コラム～

日々のご就業お疲れ様です。紅葉が見頃の時期になりました。今年の秋は紅葉を見にお出かけになりましたか?急に寒くなってきたので体調を崩しがちですが、どうぞ体調管理の意識を高く、今月も元気に過ごし、深まる秋を満喫しましょう!どうぞよろしくお願ひ致します。



11月

《 年末調整書類・扶養控除申告書 締め切り日 》
対象者：年末調整ご案内スタッフ

最終提出期限：令和6年11月18日(月)必着
 最終提出期限を上記の通りとさせていただきます。
 対象者の方は、(保) (基・配・所) の2枚に必要事項を記入※証明書添付の上、至急送付ください。
 合わせて令和7年度分の《 扶養控除申告書 》のご提出もお願いします。

《 源泉徴収票保管のお願い 》

来月12月に送付いたします給与明細に本年度分の源泉徴収票を同封させていただきます。
 原則、再発行は致しませんので大切に保管をしていただきますようお願いします。

《 年末年始休業日のお知らせ 》

令和6年12月28日(土)～
令和7年1月5日(日)

誠に勝手ながら、上記期間はオフィス休業となります。お休み中の緊急連絡・ご相談等は担当営業携帯までご連絡をお願いします。



Business

「年収の壁」10月制度一部変更

◎ 覚えておきたい社会保険の「年収の壁」
 日本では、健康保険や年金制度に加入し健康保険料や年金保険料を支払わなければなりません。ただし、専業主婦など、収入がない、または少ない場合は、夫などの生計維持者の扶養家族となることで自分で社会保険料を支払う必要はありません。そして、もし妻がパートタイムなど短時間労働を行い、一定の年収以上になると夫の扶養家族から抜けなければならなくなります。扶養家族から抜けると妻が自分自身で社会保険料を支払わなければなりません。この一定以上の年収が「年収の壁」と呼ばれているものです。覚えておきたい社会保険料の年収の壁は「106万円」と「130万円」です。

◎ <<106万円の壁>>

パートやアルバイトなど短時間労働をしている方で比較的規模が大きい企業で働いている方の年収の壁です。

◎ <<130万円の壁>>

雇用形態に関わらず、全ての人が社会保険加入の条件となる年収金額です。

◎ 「106万円の壁」2024年10月から始まる制度変更

今までは年収106万円以上を超えていても従業員数が100人以下の企業で働いていた方は、社会保険料を納付する必要がありませんでした。しかし、10月からは従業員数が51人以上で年収106万円を超えてしまった場合、社計保険料を納付する必要があります。

<2024年10月から社会保険料を納付すべき人>

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上
- ② 雇用期間が継続して2ヶ月を超えて見込まれる
- ③ 賃金の月額が8.8万円以上(年収約106万円以上)
- ④ 学生ではない(夜間の学生などは対象)
- ⑤ 被保険者の総数が企業規模で常時51人以上の特定適用事業所に勤務(または任意特定適用事業所に勤務)

⇒ 手取りの金額を減らしたくないという方: 年収106万円以内で働く

⇒ 壁を大きく超えて働きたいという方: 少なくとも年収120万円以上を目指す



Life

日本郵便の料金変更

2024年10月1日(火)より郵便料金に変更されています。

	9/30まで(旧料金)	10/1以降(新料金)
定形郵便物	25gまで 84円 50gまで 94円	50gまで 110円 <small>重量区分を統合しました</small>
通常はがき	63円	85円
レターパック	プラス 520円 ライト 370円	600円 430円

旧料額の通常はがき・レターパック封筒は、新料金との差額分の郵便切手を貼付いただくことで、2024年10月1日以降も引き続きご利用いただけます。

種類	重量	9/30まで	10/1以降	種類	重量	9/30まで	10/1以降
定形郵便物	25g以内	84円	110円	通達	250g以内	260円	300円
	50g以内	94円			1kg以内	350円	400円
通常はがき	63円	85円	4kg以内		600円	690円	
定形外郵便物 規格内	50g以内	120円	140円	特定記録郵便	160円	210円	
	100g以内	140円	180円	一般書留および現金書留	480円		
	150g以内	210円	270円	簡易書留	350円		
	250g以内	250円	320円	レターパックプラス	520円	600円	
	500g以内	390円	510円	レターパックライト	370円	430円	
1kg以内	580円	750円	スマートレター	180円	210円		

※「規格内」は、長さ34cm以内、短辺25cm以内、厚さ3cm以内および重量1kg以内です。

主な新料額の普通切手および旧料額との差額切手

